

○市町村消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則

(平成18年12月13日規則第17号)

改正

- 平成20年 6月 4日規則第2号
- 平成22年 6月 8日規則第4号
- 平成23年 3月31日規則第5号
- 平成24年 3月30日規則第3号
- 平成27年 3月31日規則第1号
- 平成28年 3月31日規則第3号
- 平成29年 3月30日規則第2号
- 平成30年 3月28日規則第2号
- 平成31年 3月29日規則第2号
- 令和 2年 3月31日規則第5号
- 令和 3年 3月31日規則第2号
- 令和 4年 3月31日規則第6号
- 令和 5年 3月31日規則第13号

市町村消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の上欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が172,550円を超えるときは、172,550円)
	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が77,890円以下であるときに限る。)	月額77,890円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額

	掲げる場合を除く。)	が86,280円を超えるときは、 86,280円)
	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が38,900円以下であるときに限る。)	月額38,900円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日からこの規則の施行の日までに、市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例による改正前の市町村消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づいて介護補償を支給された者で改正後の市町村消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)及びこの規則の規定による介護補償を受けることとなるものについては、旧条例の規定に基づいて支給された介護補償は、新条例及びこの規則の規定による介護補償の内払いとみなす。

#### 附 則 (平成20年6月4日規則第2号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成20年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成22年6月8日規則第4号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成22年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成23年3月31日規則第5号)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成23年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成24年3月30日規則第3号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成24年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成27年3月31日規則第1号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成27年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

**附 則**（平成28年3月31日規則第3号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成28年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

**附 則**（平成29年3月30日規則第2号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成29年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

**附 則**（平成30年3月28日規則第2号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成30年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

**附 則**（平成31年3月29日規則第2号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

**附 則**（令和2年3月31日規則第5号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、令和2年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

**附 則**（令和3年3月31日規則第2号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

**附 則**（令和4年3月31日規則第6号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

**附 則**（令和5年3月31日規則第13号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の規定は、令和5年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。